

【A3病棟】地域包括ケア病棟における 身体拘束適正化について

当院では、身体拘束を原則として行わない方針です。

生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い状況においても、
リスクとなる行動背景や、改善するためのケア・支援を検討し実施しております。

複数の医療従事者で検討の上、やむを得ず身体拘束実施を判断する場合がありますが、
患者様の尊厳を守るため、患者様・ご家族と共に考えながら、最小化に努めます。

身体的拘束適正化に向けて以下のとおり、取り組みを行っています。

- * 病棟による定期カンファレンス及び記録
- * 行動制限最小化チームによる定期的な巡回
- * 行動制限最小化に関する定期的な全体研修の実施 など

《令和8年 9 月時点》

直近の身体的拘束の実施状況※は

3.19%

です。

直近3か月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数

※身体的拘束の実施割合 = $\frac{\text{直近3か月間の入院料算定日数のうち、身体的拘束を実施した日数}}{\text{直近3か月間の入院料算定日数}}$

届出日：令和 8 年 9 月 1 日

基準値：3%以下（届出より1年間は5%以下）

※精神病床においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づいて取り扱います。

令和 8 年 9 月 1 日
社会医療法人杏嶺会上林記念病院
病院長・看護部長